

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十二第

行發日一月一年四十正大

號別特

地租と營業税との對立に關する考察……………法學博士 神戸 正雄

西陣の機業仲間……………經濟學博士 本庄榮治郎

朝鮮の農業金融組織……………法學博士 河田 嗣郎

往古に於ける上海と日本の史的關係……………文學博士 新村 出

資本の社會的性質……………法學博士 河上 肇

ビオ・ソシヤル假説の意義……………文學博士 米田庄太郎

産業集中に就てのマルクス説の謬想……………法學博士 田島 錦治

金紙幣本位制……………法學士 作田 莊一

水産資本融通問題……………法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争の運賃に及ぼす影響……………法學士 小島昌太郎

支那の帝政と支那の文化……………文學博士 矢野 仁一

倫理と經濟との關係……………法學博士 財部 靜治

西陣の機業仲間

本庄榮治郎

一 緒言

上古の工業が宮廷工業若くは貴族工業として存在し、それが次第に發達して國民的のものとなつたことはいふ迄もない所であるが、このことは織物についても亦同様であつて、西陣の機業と雖、其昔はやはり主として朝廷貴族の需要に應ずるためのものであつた。是れ徳川時代に於ても、西陣には、普通の機業家の外に御寮織物司なる一團があつて、機業家としては特別な地位を占めし所以である。西陣の機業が盛大となるに至つたのは元和偃武以後のことであるが、普通の機業家が團結して株仲間を成立せしめ得たのは延享二年のことであつて、高機七組がそれである。其後時代の経過と共に高機以外の種々なる機業家團體も出來たのであるが、普通の機業家としては高機織屋がその中堅たる地位を占めしものであつた。

「西陣天狗筆記」には「元來絹織物は平機なり。高機といふ名目は紋織物出來てよりの名目なり。紋織物は高機にてなければ紋織事の出來ぬ也。平機といふは當時いふ西機といひ二枚機ともい

1) 内田銀藏「日本經濟史の研究」上卷 44頁

ふ。高機出來てより平機または西機二枚機などの名目出來たもの也。紋織物出來るまでは都て平機なり』とある。即ち高機なる名稱は、元來は紋織物の製織に用ふる織機の名であつて、紋織物以外のものは平機又は二枚機で織つたものである。それより轉じて高機平機等の名稱が、其種の織屋をも指すこととなつた。西陣の紋織物は西陣織物としての中堅たるべきものであつたが、西陣の織屋としても、高機織屋に屬するものが最も多く、この高機織屋は大抵は千本以東に居住して、自ら機業地の要部を占め之に對して千本以西にある高機以外の織屋を稱して西機と稱した。この西機は高機に比してその數も少く、主にも縮緬木綿類を製出したものである。かくて業種から見ても、地的關係から見ても戸數から見ても高機が西陣の中心たるものであつた。

西陣に織屋の株仲間が成立して、その定法が行はれて以來、他商賣人が新規に同種の織屋を營むことは禁せられたものであるが、然しそれが危殆に瀕したこともないではない。かの天明の大²⁾火は西陣に非常なる影響を與へた(註)。火災以前にあつては諸會所諸問屋諸仲間の制法が行はれしものであるが、火災後、商賣手廣に致すべきやう命せられたため、この機に乗じて新規織屋を營むものあり、寛政十一年十二月の觸書には『仲ケ問外之者共自分之徳用を考、他の難儀を不構、新規に織職諸商賣を始、往古より仲ケ問相立渡世仕來候もの共の難儀を不構、新規に他の渡世奪ひ候は甚だ不實なるいたし方に候』³⁾云々とあつて、一時仲間定法も弛廢せし觀があつた。然

2) 拙著、「天災と對策」154頁

3) 「寛政天保改革觸書」

し翌寛政十二年に再び仲間定法を立て仲ヶ間名前帳面を兩町奉行所へ提出し、従前の如く株仲間制度が行はるゝことゝなつた。⁴⁾然るに其後天保の改革によつて株仲間制度が一般に廢止されしため、又々新規織屋が出来て不取締となりしことは、嘉永二年十二月の陳情書に明かであるが、嘉永四年に仲間制度が復舊されて仲間定法が行はるゝことゝなつた。

(註) 『天明八年戊申歲正月晦日朝貢の下列より出火 四條川東 櫛子辻子より(中略)内裡を初め洛中洛外燒突す。町數千三百四町、或は千四百二十町とも言へり(中略)然るに西陣の織もの師は當時普請の手當もなく、悉く紫野、雲林院、上野邊の在家を假りの住居とし家職をいとせず。其の中に御沓の登高く聞へ又詩歌管絃のしらべは、きりはたきてう機音に隔り、牛叱るつかうと聲は、鬻聲の聲とひとしく聞へ、おかしき世の有様とはなりぬ』云々⁵⁾

以上の如き例外的場合があるのみならず、株仲間成立以前には同業者數の制限といふが如きことは、實際行はれざることであるから、他の業態の者から織屋に轉じ、又他國の者が西陣に入り來つて機業を始めたものも随分あつたに相違ない。このことは織屋の家號を見ても大凡の見當がつく。「西陣天狗筆記」にも「高機織屋は其職の筋目を前々より吟味致たるもの也。しかれども仲ヶ間出きる迄に、外商賣人も筋目を以、織屋になりたりといふ」とある。而して大舍人座よりの筋目の家號には紋屋、綾島屋、今織屋、織物屋、紗屋、純子屋、錦屋、絹屋、綸子屋、帶屋等があり、自家の紋章を家號にしたるものには、笹屋、梅鉢屋、橘屋、松屋、松葉屋、菱屋、藤屋、

4) 「天鷲織織屋仲間同仲買兼帶仲間名前帳」、山岡景命、「西陣織物沿革提要」23丁
5) 「西陣天狗筆記」
6) 「花紅葉都囀」上巻、

片喰屋、桔梗屋、柏屋、龜甲屋、葛屋等がある。練屋、片色屋、博多屋、唐織屋などの屋號は其織物に因んだものであり、古い織屋でも茶わん屋、錢屋、棧木屋、木屋、油屋、杵屋、箔屋、切屋、突屋、麩屋、らうそく屋、俵屋、雉屋、新屋などと號して居るのは、他商賣人から轉したものである。而して若狭屋、丹波屋、近江屋、長濱屋、敦賀屋、伊勢屋、坂本屋、大阪屋、美濃屋などと稱せるものは他國人が京都に住居して織屋に縁を求めて機業を始めたものである。⁷⁾

かくの如く織屋が増加し、織物の種類が増え、他商賣人や他國人が西陣で機業を営むことを得た時代もあり、従つて同業者数は増加した場合もあり、或は特別の事情によりて(例へば大火、飢饉、天保改革及び不況の場合)減少したる場合もあつて、その増減は一概に論ずることは出来ぬ。また當時の機業家数や機臺數を精確に示せるものは存せざる如くであるが、たゞ「西陣天狗筆記」には大略次の如き數字が掲げられて居る。

一、享保の西陣焼の際、焼亡せし機臺數は三千十二機、

總機數七千餘の内。

一、高機織屋については

延享元年十一月より寶曆五年六月迄十二ヶ年間に織屋數千二百四十一軒(内、現業者千七百七十七軒)

天明元年より寛政八年迄、二千百二十軒(内、四百軒程休業) 機數凡二千五百八十機

天保十年より十三年迄、二千百十八軒(内、三百十八軒休業) 機數凡三千百六十四機

7) 「西陣天狗筆記」

一、生高機三組については延享頃二百機斗り、今は(天保末年か)五十、六十に足らず。
 二、西機織屋については

(イ) 琥珀博多織屋

(ロ) 丹後島屋

寛政十二年頃	百四十八軒	六	百	機
天保十二年	二百九十二軒	五百八十機		
天保十三年	三百軒	三百八十機		
天保十五年	三百軒	三百八十機		
寶曆六年頃	百三十軒	二百七十機		
安永十年	三百七十軒	六百八十機		
天明六年	百四十五軒	約百五十機		
寛政十二年	約百軒	約百三十機		
天保十四年	約九十軒	約三十三機		
寛政九年	約百三十軒	百五十機		
天保十年	三百餘軒	五百五十餘機		
天保十四年	十四五軒	五十餘機		

(ニ) 其他縮緬、三品、新在家熨斗目、繪絹、縞子織、羽二重、茶字嶋、木綿織、都合五百軒餘、機數七百五十餘(年
 代不詳、天保十年前後のことなるべきか)
 但、此内縮緬織屋は 寛政十二年 八十九軒 二百五十機
 天保十一年 三百十八軒(内百十九軒休業) 四百三十機
 天保十四年九月 十四軒 三十九機

以上の數字が果して如何程精確なものであるかは、今俄かに判断し難い。享保の西陣焼の際の

機數は「翁草」には總數七萬餘、燒亡數三萬十二機となつてをり、この點については寧ろ「西陣天狗筆記」の數字を眞に近きものと考へざるを得ぬ次第であるが、明和七年に仲買に對する取引方法改正の論達に對する答申書の中に、當時松竹梅鶴龜五組の織屋四百五十一軒、永、本兩組の織屋百三十軒、合計高機七組、五百八十一軒ありし旨、明記されて居るから、前掲の高機織屋の數に比しては殆んど半數にも足らぬ。かくの如き次第であるから、此等の數字はたゞ參考として茲に之を掲ぐるに止むるの外はないのであるが、たゞ西陣織屋の内を高機八組のものが、最も多數であつたことは、これを知り得るのみならず、古老の談によるもこれを察することが出来る。

二 御寮織物司

御寮織物司は朝廷の御用品を製織することを任務とする織屋であるが、大舍人座三十一人の織屋の内から出た筋目正しき家柄のものであつて、俗に之を六人衆といふ。即ち次の如し。

「井關氏。家號紋屋と云。紋屋圖子町、元龜の比より安永年中迄住、其後伊佐町住、寛永年中に禁裏御所心經の御袷紙井に日光御神寶御織物清淨にして織立候。御袷美として同例に不抱、相摸と申領す。時に寛永十二年乙亥十二月十七日の口宣なり。其後元祿年に伊智守と任官、然る處、仕才ありて文化年中迄受領御沙汰なく、文政二卯正月二十四日相摸介と受領す。

和久田氏。家號相屋と云、住所不詳。慶長前年高倉家近臣三上與九郎三上氏の性を以相續す。家號辨屋といふ。芝大宮町に住、其後今の紋屋圖子町住て家號紋屋と改。元祿年中利右衛門石見守と任官す。仕才あて其後文政二卯迄受領の御沙汰なし、

8) 掛稿「天保時代の西陣」本誌第十九卷五號63頁

9) 拙著「西陣研究」125頁

同正月越前介と受領す。

井關氏。其以前は小島氏といふ。故有て正徳年中に井關と改苗す。小島氏の家號不詳。井關氏改苗に付家號紋屋といふ。正徳年より天保三辰の年迄紋屋圖子町に住、長右衛門文政二卯正月長門介と受領す。

中西氏。家號は織屋といふ。西陣東大北小路住、平右衛門元祿年中土佐守任官、寶曆年中三上方に同居に而其後中絶、寛政年中親類より相續、喜右衛門豊後介と文政二卯正月受領す。

階取氏。家號錦屋といふ。西陣東大北小路住、元祿年中に宇兵衛伊豆守と任官す。明和申無子にて三上利右衛門の子宇兵衛の養子三上氏と改苗す。寛政年中絶家。

久松氏。家號織物屋といふ。西陣東大北小路住、又寶曆年中に紋屋圖子町に寛政年中迄住、元祿年中、伊右衛門、長門守と任官す。文政二卯正月奉藏大和介受領す、天保九年成歳絶家となる。

右六家中昔より今に至四百有餘年の内に追々住所變、苗字替りて其系道の續し家は半になりぬ』

以上は「西陣天狗筆記」の記事であるが、その「西陣天狗筆記」は井關相摸介政因の撰にかゝる。

同書には三上家のことに關し明治十八年頃に記されたる附箋があるが、それによると「職工男女若干人を使用し、夏冬の御官服類は渾て調進方相勤來り、加之ず、倭錦唐織は勿論精工細密の織物を製造し、廣く神社の神具或貴紳諸家之需用に供し、其間時勢の變遷に因り、製品の増減ありと雖も、元龜年間開業より今明治十八年に至り、其星霜を経歷すること既に三百十餘年連綿として該業に従事するは古來品位を不亂、隨て世人の確信を得るに依る」云々とあるから、朝廷の御用を奉することが第一の職務ではあるが、それと共に神社の神具貴紳諸家の需要にも應せしもの

なることは明かである。

天保十二年の定書を見ると

「定

一、御用御品柄御下行等堅爲親類其他見他言仕間舖候事

一、御用之節從先規勤來之儀者勿論、臨時御用之節逆茂無遅々可罷出候。必虛病申立候儀決而有之間舖候事

一、蒙勅許以威光世間わ不作法有之候儀聊有之間舖候事

一、非常旅行出火之節帶刀被免候共權威之間敷義致間舖候事

一、無據他國之儀者不及申、一夜泊罷出候共、其度々仲々間わ相届可被申出候事

一、恒例并臨時御用逆も御品數無之候節は、順番定通り相勤可申事

一、御用之節清淨に仕候儀者勿論候間、親族血縁混穢有之候者早速仲々間え相届可被申出候。

隠置候而決而相勤申間舖候事

一、臨時御用多分被仰出候節は、織割高甲乙有之候間振圍を以相勤可申事

一、御用料相渡り候節一統連印之上頂戴可仕事

但し壹人に而も落印有之候は、決而御請申間敷事

一、御用相勤候付自己に願立前借等仕間敷候。萬一無據前借願候儀候は、一統示談之上連印を以願立候事

右之條々定法之通堅可相守候。若於違背者其趣御兩家之申出、即時に仲ヶ間相除き可申候。無忘却急度可相守候事

天保十二年

御寮御織物司中

とあつて御用勤仕順番を定め、臨時多分の御用ある場合には、圍を以て織割高を定め、御用料の受領、前借の願出等が一統の連印を以てする規定の存する等、六家の間に甲乙なく六人衆が一團となつて御用を奉仕したことを想見することが出来る。

六人衆は其家柄に於て、又其業務に於て、右いふが如く全く別格のものであつた。然し高機織屋の者と雖、その祖先は大舍人座三十一人の中から出てをるものがあり、六人衆が精巧なる紋織物を製造すると同じく、高機の者も紋織物を製造したものであるから、兩者の間には多少關係の相通するものがある。従つて六人衆は、常に超然として、西陣一般の機業家圏外に立ちて、西陣機業家間の共通問題について冷眼視せしわけではなく、ある場合には高機織屋など、その行動を共にせしこともある。例へば文化十四年に西陣に奉公人取究所を設けて、職工の惡風を矯正し、

其四散流離の弊を防遏せんとするに當り、高機八組生高機三組と共に御寮織物司も其運動に加はり、取究所設置の後、御寮織物司よりも行事一人を取究所へ出勤せしめて共同にその事務に與りしが如き、¹⁾また嘉永二年十二月機業家の困窮を訴へ職工の取締を嚴にせんことを乞へる際にも、御寮織物司は高機八組行事と連名にて之を請願し、²⁾或は慶應三年絹賣捌所を立て、西陣の不況を救済するの一策に供せんことを請願せる際にも、御寮織物司、高機八組、西機織屋の連名を以てせられてゐる如き其一例である。³⁾

三 高機八組株仲間

4. その成立

高機織屋は前述の如く西陣の中堅であり、その中には大舍人座三十一人の内から出た筋目正しき家もあつた。彼等が一の株仲間として認めらるゝに至つたのは延享二年(西曆一七四五年)のことである。その前年の寛保四年(西曆一七四四年)には高機織屋の中、三十一人の者が連署して上州桐生紋紗綾織立差止めの儀を請願して、或程度まで其目的を達することを得て、對外的に一の特權を占むるに至つたものであるが、對内的關係に就て之を見るも、同年十一月の仲間定法があり、既にこの時には高機織屋が一團となつて仲間を作り居たりしものである。而して翌延享二年二月には

1) 「高機大帳序文」
2) 「西陣天狗筆記」
3) 古文書

餘商賣人が新に高機織屋を營むことを禁すること、六月には高機七組の惣名前帳を一冊とせず七冊として各組に一冊づゝ備置くことを乞ふて何れもその許可を得、同年七月、左の觸書が發せられて、高機七組はこゝに幕府より其設立を公認せられ、一の株仲間として獨占の特權を占むることとなつたものである。¹⁾

「一、近年外商賣人より新規に高機織屋いたし候者有之、次第に相増候而は高機織屋難儀之筋に相聞候。向後外商賣人之もの新規高機織屋致間敷事

一、惣而織屋之子供并弟子之分、新規に高機織屋爲致候儀者仲々間相對可爲次第事

一、織手糸繰奉公人之儀寶永三戌年相觸候通彌可相守事

右之趣西陣織屋に携り候糸屋共其外職人等に可申聞置事

丑 七 月

この高機七組は松・竹・梅・鶴・龜・永・紗の七つであるが、何を根據として區別されて居たものであるか明かでない。「西陣天狗筆記」に前掲の機業戸數を述べをれる條下に、

「縹子、純子、郡中、吳綾、斜、博多織 松組 鶴組

錦、金襴、銀襴、宿織もの類 梅組 永組

縹珍、糸色織もの、たとへば近世厚板いふ糸錦といふ 龜組 竹組

1) 「高機大帳序文」

綾、絹、紗、精好、紋織無地物

紗 組

但し本字組といふは安永頃より七組之内、その分るゝ當時八組に成。

右安永之頃迄松竹梅鶴龜永紗と七組にて織物によりて組分ありしに、其後八組入交、織物之品互に織合ゆへに取極りあし」云々

とあつて、始めは組によつて大體織物の種類を異にせし如くであるが、後にはその區別明らかならざることゝなつた如くである。

「西陣天狗筆記」の右の記事によれば、高機七組が八組となりしは、安永頃となつて居るが、明和四年七月の定法を見ると、その内の一ヶ條に「七組にて是迄相勤來り候處、惣中相談の上、寶曆十三年に御願申上御許容被成下、八組に相成候」云々とあるから、「西陣天狗筆記」の記事の誤謬なることは明かであるが、本字組の出來たのは、從來考へられてゐた如く、七組に本字組を加へて八組とせしものか、²⁾或は七組の内から分れて八組となつたものか、その當時の文書に接せざるがため、明かではないが、右の「天狗筆記」の記事では、七組の内から分れて八組となつたものゝ如くである。仲間定法から見ても新に高機織屋を營むことは禁止されてゐたものであるから、他より附け加はつて八組になるよりは、七組の一部のものが、「惣中相談の上」別に他に一組を作つて八組となつたと見る方が適當であらうと考へられる。

2) 「高機大幡序文」

3) 「西陣織物沿革提要」16丁

かくの如く高機織屋仲間には七組若くは八組に分れて居るが、各組が各々一の株仲間たるものではなく、高機七組若くは高機八組として一の株仲間を作りしものであることはいふ迄もない。

ロ、その組織

高機株仲間の組織については先づ仲間定法によつてこれを見ることが出来る。大抵の仲間定法は冒頭に公儀の諸法度を嚴守する旨を誓ひ、同業者の制限、營業の目的方法、仲間役員即ち年行事・月行事、勘定方等の職務及び選任方法、仲間の經費、新加入者又は相續に關する加入銀、振舞銀額、解雇したる雇人に對する制裁等¹⁾のことが規定され、仲間一統記名調印するを例とする。西陣の機業仲間についても亦大同小異である。

延享元年十一月の高機七組の定法を見ると、同業者の制限、加入、休職等に關することの外、奉公人及び賃業者に關すること等が規定されてをり、明和四年七月の八組定法²⁾では、更に以上の外、紋屋箆屋等の補助業者に關すること、座外の制裁、行事等の職務、組合員の負擔、仲買との取引定等のことが記されて居る。其他奉公人及び賃業者に關すること、取引定のことにつき随時規定されたものが今に傳はつて居るが、茲には奉公人、賃業者、補助業者や取引定³⁾のことは省略して、同業者に關することだけが如何に規定されてゐるかを、延享元年と明和四年との定法によつて説いて見たいと思ふ。

1) 「高機大帳序文」

2) 同上

(一) 同業者の制限。前述の如く高機織屋の中には大舍人座三十一人の内から出て居るものもあり、由緒を尊びしのみならず、同業者を制限して他商賣人の新規機業を営むことは嚴に之を禁じたものである。この點についての仲間定法の規定を見ると

『一、第一當職之儀者前以由緒有之候得者、自今餘商賣人の墜爲致申間敷事。

一、當職の家之娘たりとも、一旦他商賣人の嫁入候而、勝手之筋に付、其妻の縁を以、織屋いたさせ候事、墜爲致間敷事。

一、本家嫡子に相續爲致、次男にても三男にても、別宅宿這入爲致候共、拾五歳以下之者加入爲致申間敷候事。

但し幼少の者召連別宅隠居いたし、右幼少之者名前に而仲間加入之義は格別之事。自分は隠居も不致候而養子いたし、右養子加入爲致其名前を以、外方にて織屋いたし候義かた
く仕間敷事』(延享元年)

即ち同業者は當職并にその相續人、分家及び徒弟年限を勤め上げて宿這入をなし(暖簾を分けて貰ふこと)たる者に限るのであつて、當職の娘でも、餘商賣人へ嫁入り又は別家せし場合には、その娘の縁を以て同業を開始することは出来ぬ。また『主人跡目無之ものは壹組ね金百疋宛にて加入爲致可申候』(明和四年)とあるから主人の家が絶家となる場合はその株を引受け加入し得たもので

あらう。而して同業者には八組の名を記したる表札を渡して門戸に掲げしめたものであつた。

延享元年定法には「質織機出候節仲間入無之方者勿論、加入有之候ても用捨に相成、表札無之方は質機出し不申候事」とあるから、用捨即ち休職中にて表札を組合へ返せる者は質機を出すことは出来ぬ。また明和四年の定法では、忤弟子等が宿這入し又は休職の者が復職したる場合に、この表札を受けざる内は、織出すことを禁せられ、或は休職者が復職したることを届出で表札を渡したところ「自分は細工にかよひ、所持の表札他家に譲り、外職取企申候而紛敷義共有之候に付、行事中寄合吟味相違候上合印相渡し可申候事」と規定してある處から見れば、この表札は中々重大なる意義あるものと考へられる。

次に織屋が組合を轉ずる場合即ち或組に屬せる織屋が、他の組へ加入せんとする場合は互に届合、組中の承諾を得れば、兎に角、然らざる場合は之をなすことを得ざることゝなつて居る(延享元年定法)。

以上の規定を見ても如何に組合員の加入脱退の束縛せられて居たか判かるであらう。蓋、株仲間成立の一因が同業者の自由競争を避くるに在りとするれば、這間の規定の存することは已むを得ぬ所である。

(二)各組及び八組の組織。高機織屋は各々鶴・龜・松・竹・梅・永・紗・本字の各組の何れかに屬し

てをり、各組には年行事・當行事(月行事)などの幹部があつて組合の事務を執つたものである。年行事は事務を總攬し、當行事(或は月行事)數人のものが交代に當面の庶務會計に當つたものである。行事の數は明かでないが當行事が二人以上あつたことは明かである(後述参照)。此等役員の選任方法は定法には規定がないが、古老の談によれば、組合員中の有力者が談合の上で就任したものでらしい。通常仲間名簿の筆頭より五人目位迄の者が、その職に就いたやうである。定法には『組行事之儀は半季替りに相勤可申事』(明和四年)とあるが、これは年行事當行事ともに同様の任期であつたか否やは明かでない。然し奉公人取究所の規程には『年行事の儀は一ケ年限交代致其度々御役所へ御斷申上』云々(文化十四年)とあるから、各組の場合でも、年行事は普通考へられてゐると同様任期を一ケ年としたものではないかと思ふ。古老の談によれば各組及八組の行事等の役員は何れも無報酬であつたといふ。

高機八組には二季寄合の制度があり、各組より行事が集つて協議したものである。定法には『一、八組寄合之節者當行事之内より貳人、先行事より貳人、壹組より四人宛相勤可申候。尤御公用筋者勿論其外賣先買元下職とも相對之儀有之者、惣行事致披露相談之上取斗可仕候。

其上に惣中ね可申聞候事。

一、二季寄合の儀は例年八組一統申合、糸値段高下割合を以、行事共絹相場相極め總組中へ披

露可仕事、又は不寄何事評議可仕義有之候得ば、行事共相談の上、臨時の寄合仕總中へ披露可仕事

一、毎月八組勘定之儀者、月行事立合勘定可仕事」(明和四年)

とあるから、寄合の場合には各組から四人宛、都合三十二人の者が集つて協議したものであるが、臨時必要ある場合には随時協議が開かれた。協議事項としては、定法にある通り御公用筋は勿論、其外仲買系屋下職等に關する事を議し、糸價に應じて織物の相場を大體協議することも行はれ、會計は毎月之を勘定したものである。この外、定法によると、徒弟が年期を勤め上げて仲間へ加入する場合には、この二季の集會で承認を得ることゝなつてを^{つた}。延享二年の文書には「七組惣人數名前、帳面を七冊に仕、壹組に壹冊づゝ、差置、増減之節者其組之行事へ相達し互に談合仕候様に仕度」云々とあるから、仲間の増減は直接には各組で取扱ひ、八組二季寄合の際に、之を報告して承認を得る位のものであつたのであらうと思はれる。

(三) 組合員の義務及び負擔。組合員は公儀の法度を重んじ、定法を守り、誠實に業務に勉むべきものである。尙同業取締の必要上「銘々居宅所替並代替り品替り名前替等之儀在之候は、行事元々相届帳面書改可申候事」(明和四年)と定められてゐる。

組合員は組合の經費を負擔せなければならぬ。之は機別出錢と稱するものであつて、遠く萬松

3) 「高機大帳序文」

院殿の奉書(元龜二年三月二十九日、即西曆一五七一年)に明記されて居る。「西陣天狗筆記」によるとその金額は半季毎に壹機に付百五十文づゝで月行事が取扱ふ。而して賃織業者も之を負担したことは、定法に「賃織之方出錢不參在之候は、其機主に引合其譯相立候様可致事」(明和四年)とあるによつても知ることが出来る。この外、臨時の負擔としては次の如きものが定法(明和四年)に規定されてゐる。

一、銘々忝弟子仲間へ加入の節、壹組へ樽料として銀壹両

一、大帳に洩れたるもの、又は主人跡目無之ものは、壹組へ金百疋づゝにて加入することが出来る。不勝手のため職業休止のものは用捨錢として一ヶ年鳥目百疋づゝ出すべきこと

一、改名の場合は八組へ銀壹両、其組へは樽代を出すべきこと

一、常勤即ち休職者復職の場合は八組へ銀壹両、其組へ樽代を出すべきこと

一、家號替の場合は八組へ金子百疋、其組へ樽代を出すべきこと

以上の機別出錢及び臨時の負擔によつて、各組及び八組の經費を支辨したものである。機別出錢は、各組から取集めたものであるが、古老の談によれば幕末不景氣の場合などは中々出金せず、集り方が悪かつたといふことである。

(四)座外の制裁。組合員が座外の制裁を受くる場合は、大凡次の如くである。

一、弟子宿這入の場合に主人より證文を出し加入せしむるものであるが、加入したる後、萬一主従疎遠にいたし候は、主人より組中へ沙汰に及び請合證文を主人へ差戻すこと。即ち主人よりの保證なきこととなり加入を取消さるゝ形となる（延享元年定法）

二、延享元年定法では織屋が自家の都合で當分休職せる場合又は他の商賣を營める場合でも二季の集會に出席したる場合に限り復職の節、元の組へ加入することを認めるが、然らざる場合は餘商賣人同様とし即ち座外のものとする。明和四年定法では、多少之れと異つて、休職者が一ヶ年百匁の用捨錢を出す場合は組合員たる資格を失はざるも、これを出さざる場合は、組合を退脱するものとしてゐる。

三、門戸に表札を掲げながら機別出錢に應せざる場合は、半季は用捨を以て其儘になしおき、其後尙出錢せざる場合は、表札を預り座外とする。（明和四年）

四、出錢取集めの際、行事に私欲がましきことあらば、急度座外とする。（同上）

五、組合員が勝手の最負を以て、筋合なきものを偽り加入せしめたるときは、其主人、世話人等を座外する。（同上）

四 其他の機業仲間

以上の御寮織物司及び高機八組の外に、西陣には尙多くの機業團體があつた。今「明和天保年中糸高値一件記録」を見ると、明和年間に於て高機八組の外に、古帯・紗綾綸子三組・丹後鳴・緞子・縮綿・縮ミ縮綿・斜子・茶宇・天鷲絨等の織屋仲間の名稱があり、天保年間は、其の外に、撰糸羽二重・生高機三組・縮ミ縮綿朱丸組・新在家熨斗目・練絹熨斗目片織・繪絹・精好平・京越後數奇家・絹上布等の織屋仲間及び天鷲絨織屋仲間、同仲買兼帶仲間等の名前が見て居る。勿論これだけでその當時の織屋仲間を盡したわけではなからうが、兎に角高機八組の外に尙多數の織屋仲間のあつたことは否定することが出来ない。

以上の仲間名稱の中、縮綿織屋仲間と縮ミ縮綿織屋仲間とは同一のものであることは、その行事の名稱であることによつても判かる。これは縮ミ縮綿仲間といふべきを、單に縮綿仲間と略稱せしものであらう。然るに天保年間になると、この仲間の外に、別に同朱丸といふ別の仲間名が見えて居る。これは一の仲間から他の仲間が派生したものであらう。恰も生高機三組が高機八組の内から分離したると同様の關係である。天鷲絨織屋仲間についても、天保年間にはその外に同仲買兼帶仲間があつて、別々に行事を置いて居る。定法に「天鷲絨織物之儀者前々之通、織屋並中買兼帶之者と相分り有之候得共」云々といへるによつてもこのことは明かである。恐らくは他にも同様の徑路で成立した仲間もあるべく、或は別に始めより高機八組以外の業態に屬し、

1) 「西陣天狗筆記」

時代の経過と共に同業者の数を増加し、こゝに一の仲間を組織するに至つたものもあるであらう。或は實質は同一であつても、年代の相違によつてその仲間の範圍が變更され、または其他の理由で名稱を異にするに至つたものもあることであらう。

此等の織屋仲間が何時成立したものであるかは未だ明らかでない。たゞ其中二三のものについては、多少これを判断すべき材料がある。即ち「西陣天狗筆記」によると「元文の頃より茶卯島仲ケ間有よし」云々とあり、生高機三組については、「延享後高機七組より分る」といひ、(欄外に「仲ケ間立寛保」との註記があるが、何れにしても寛保延享の頃に成立したものであらう)この組合は東組、西組、中組の三組に分れ「其頃三組にて二百機斗、今は五十六にたらず(天保末年か)。右は少綾・りん子・小袖綾・紋ちりめん・紋ちりみ・無地ちりめん・無地絹ちりみ・統(但し綾も織とも装束用は不免)右の類生高機織屋のもの也」とある。また天鷲絨織屋仲間同仲買兼帯仲間は、その「名前帳」によれば、天明八年以前に既に成立し居たりしことは明かである。

高機八組とそれ以外の仲間との關係については、明和天保年間に糸價昂騰せし際、幕府に西陣機業家の窮狀を訴へて西陣の救濟を乞ひし場合の如き、上述の多數の仲間が共同歩調をとりしものであり、文化十四年に西陣の職工奉公人取締りのために奉公人取究所を設けし際には高機八組の外に御寮織物司も生高機三組の者も加つて居る。これ等の關係から見れば、高機八組が中堅で

あつたことは勿論であるが、他の仲間も西陣一般の問題については歩調を一にして西陣のために計りしことは明かである。

これ等種々の機業仲間にて、其定法は如何であつたか、一一之れを徴すべき文書に接せざるを遺憾とする次第であるが、今、天鷲絨織屋仲間同仲買兼帶仲間の定法を見ると、

『一、天鷲絨織屋之儀本人筋目亦者養子致候歟、家名相續人に限り候而、外商賣人の當職堅爲致間敷候。たとへ當職娘たり共、株分け不相成勿論、外商賣人の爲嫁入候而其縁を以當職筋一切爲致申間舖事

一、仲ヶ間之内勝手に付職筋相休、外商賣致候共、二季寄合相勤候は、當職に立戻り候節無滞渡世爲致可申候。併二季不參仕候節者當仲ヶ間相省き餘商賣人可爲同前事』(文化二年)

等の規定もあり、奉公人の取締等に就ても高機八組に於けると大差はない。

五 株仲間の概念と西陣の機業株仲間との比較

徳川時代に於ては商工業者の團結には二種の區別があつた。一は公然官許を得たものであつて、他は官許を経ざるものである。前者が即ち株仲間であつて後者は單に之を仲間といふ、諸職人諸商人が各々の團結をなしても官許を経ざる場合は、それは所謂内々の仲間たるに過ぎぬ。

株の許可を得ること、即ち株數を定め、年々冥加金を納め、仲間判形帳を上つて、始めて所謂株仲間となり、その營業を獨占し得るに至るものである。而もこの官許を得んとしてその許可を得ざりしものも決して少くはなかつたのである。¹⁾西陣の機業團體についても御寮織物司は別として、高機八組は勿論株仲間であり、其他の團體中でも或は官許を得しものあり、或は然らざるものもあつたこと、考へらるゝ。天鷲絨織屋仲間同仲買兼帶仲間の定法中、嘉永の仲間再興に關する附箋に『今般御一新に付、諸職人諸商人之内、株式又者問屋仲ヶ問組合等之義、是迄官武御役所を免許狀印札相請居候向、并印札無之仲ヶ問分共、委細に年番惣代行事等に而取調可書出旨仰渡奉畏候』云々とあつて、這般の消息は明かであらうと思ふ。

凡そ株は一種の權利である。その株數は或は官憲の定めし場合もあり、或は仲間より定めて官の許可を得たるものもある。何れにしても株には限りがあり、新加入者は廢業者の株を譲り受くるか、又は新に増株の許可を得て、これを受くるの外はない。或は株の賣買貸借の行はれた場合もある。²⁾株は一人一個を所有するを以て足ると雖、株を有せざるものは同業を營むことを得ない。之に反する者ある場合は、株仲間から訴へ、官憲は禁止を命ずることが常である。組合はかくの如き保護と特權を受くるものであるから、之に對して通常株仲間から官へ冥加金を納める。今西陣の株仲間についてこれを見るに、嚴に同業者を制限し、絶家となりし場合は株を引受け

1) 「大阪市史」I, 1140—41頁, 「經濟大辭書」I. 大阪の項。
2) 拙著「經濟史研究」225頁以下

て加入し得るも、餘商賣人が新規に織屋を開業することを嚴禁せしことは前述の如くである。然し各組の株數に至つては之を明記せるものがない(徳川時代以前は措く)。前掲延享二年七月(高機七組の株仲間を認めし際)の令によるも織屋の子供並に弟子が宿這入して新規に高機織屋を開業することは『仲間相對可爲次第事』としてあるから、正當なる株數の増加については、一々増株の許可を受³⁾けず、豫め一般的に認められおりしものと考へられる。かゝる場合は他にもあつた如くである。株は一人一個を有すること西陣に於ても同様であつて、決して機數と關係があつたものではない。職業を休む場合即ち休株のことは認めて居るが、株の賣買貸借については規定する所がない。古老の談によれば、此等のことは西陣機業に於ては認められざりし如くであつた。蓋、前述の如く、株數が豫め限定されをらず、且同業者たり得る範圍が一定し、絶家の外、株を引受くる場合を認めざりしたためであらう。

また冥加金を納めしことは、天保の改革によつて仲間の廢止された際、即ち天保十三年七月廿八日に『諸株問屋仲間御廢止に付き、是迄所司代並に兩奉行所へ二季出禮仕來り候ものも向後出禮に不及候事』との御觸書が出たこと、並にある仲間立法に『爲御冥加元兩役所様に年頭御禮申上來候事』とあることなどによつて考へ得る所である。然しその金額に至つては明かでないが、俗にこれを『青ざし』といひ汚染し居らざる奇麗なる錢を青き紐でさして献上したもので、幕

3) 「大坂市史」I. 114頁

4) 「如水町記録」

5) 天鷲織織屋仲間買兼帶仲間名前帳」

末頃には、献納の遅れし場合など、官より屢々催促があつたといふことである。

(註) 倭訓栞に曰く『俗に錢繼を青く染たるを禮とす、よて青ざしといひて錢の事になれる也』と

徳川時代に株仲間を認むるに至つた理由は必ずしも一つではない。例へば慶安年間に江戸市中の湯屋の數を制限し、其看板を賣買書入することを許し、元祿年中に曆屋八十一人を限り、享保年間に兩替屋を六百人に限り新規開業を停止せしが如きは、⁷⁾何れも警察的取締の必要に出でたるものであるが、かの江戸の十組問屋、大阪の二十四組問屋の如き、その他商工業仲間の多くは、寧ろ同業者の取締、監督を期し、斯業の利益を増進するがために之を許可せしものである。西陣の機業仲間と雖、亦同様である。

以上論ずる所によつて徳川時代における一般株仲間についての大體の觀念、並に西陣機業株仲間も大體同様のものであるが、尙多少特異の點のあつたことは明かであらうと思ふ。機業仲間につき尙論じたい事柄もあるが、既に多くの紙數を費したから、一應此邊で筆を擱くこととし、足らざる所認めれる所は他日また之を補訂することゝしたいと思ふ。

6) 上卷、141頁

7) 横井時冬【日本商業史】203頁